

うきは市農業委員会第17回総会議事録

[開催日時] 令和4年7月11日(月)午後1時30分から

[開催場所] 3階 大会議室

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 土地改良届について

(出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員 1番 樋口 健次 8番 高浪 眞次

3番 後藤 一善 10番 家永 学

4番 園田 忠行 11番 尾花 里美

5番 森 和正 12番 堀江 清成

6番 内山 良江 13番 佐藤 和弘

7番 後藤 義道 14番 日野 吉光

欠席委員 2番 佐々木 光則 9番 樋口 美智子

(農業委員会職員)

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 杉 真

局長 只今より第17回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は15番委員と1番委員です。よろしく申し上げます。
議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 自己用住宅という計画ですが、周囲は宅地に囲まれているような場所ですので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 場所は吉井駅の南側で、近年では宅地化が進んでいる地域でもありますので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 自宅への進入路兼駐車場ということでの申請です。大石堰土地改良区の受益地となっておりますが、既に協議済みという事ですので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 先程の説明の通りです。自宅の建設予定地と申請地との間にある水路につきましても、占用許可を取った上で橋をかけて新居には出入りする計画だということですので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。
議長 引き続き議案1-3を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案1-3上程)
事務局 (議案1-3説明・朗読)
議長 それでは分科会長の意見を求めます。
分科会長 事務局の説明の通りです。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく
お願いいたします。
議長 それでは担当委員の説明をお願いするところですが、本日、担当委員が欠席で
すので、ご意見を預かっております。代わりに事務局から説明を致します。
事務局 申請地の隣は譲渡人の実家で、その隣に子供夫婦が家を建てるとい
う事です。農地として残る部分につきましては、引き続き畑としての利用を考
えているという事ですので、特に問題ないと思います。との事でした
(質疑なし)
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-3に賛成の方は挙手を求め
ます。
議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。
議長 引き続き議案1-4を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案1-4上程)
事務局 (議案1-4説明・朗読)
議長 それでは分科会長の意見を求めます。
分科会長 先程の説明の通りです。譲受人が経営する土木会社の露天資材置場とい
う事です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいた
します。
議長 こちらの案件も本日、担当委員が欠席ですので、ご意見を預かって
おります。代わりに事務局から説明を致します。
事務局 申請人は山北にお住まいですので、本当は自宅の近くで資材置場を
確保したかったみたいですが、なかなか候補地が見つからず今回の申請地
に辿り着いたという事です。最近では農地としての利用はされてお
りませんでしたので、特に問題ないと思います。との事でした。
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-4に賛成の方は挙手を
求めます。
議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。
議長 続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移
転等許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 1 上程)

事務局

(議案 2 - 1 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

4 番

申請地はお墓の敷地内にある農地で、私もここに農地があることを知りませんでした。譲受人の隣接地の取得という事ですので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長

引き続き議案 2 - 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 2 上程)

事務局

(議案 2 - 2 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

5 番

申請地は数年前から実際に譲受人が耕作しており、譲渡人からの要望があったために今回の申請に至っております。また、自宅も近く、自身の畑も周りにあるようですので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長

引き続き議案 2 - 3 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 3 上程)

事務局

(議案 2 - 3 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

10 番

現在、申請地は譲受人と譲渡人との間で利用権設定がなされており、今回そちらの農地を譲受人が取得するという事です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 3 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案２－４を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案２－４上程)

事務局 (議案２－４説明・朗読)

議長 こちらの案件も本日、担当委員が欠席ですので、ご意見を預かっております。代わりに事務局から説明を致します。

事務局 下限面積の要件は満たしておりませんが、今後、こちらの農地を他の方が営農を目的とした取得は考えにくく、これからも実際に管理している譲受人が管理していくことが望ましいと思いますので、特に問題ないと思います。との事でした。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－４に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案２－５を議題とします。事務局説明をお願いします。なお、この案件は新規就農ということですのでヒアリングすべきところではありますが、日程の都合上、事務局でヒアリングを実施していますので、その内容も併せて説明をお願いします。

(議案２－５上程)

事務局 (議案２－５説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

３番 申請地は譲受人の自宅からも近く、近隣には梨の専業農家の方もいらっしゃいますので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－５に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案２－６を議題とします。事務局説明をお願いします。この案件も２－５同様に新規就農ですので事務局はヒアリングの内容を説明をお願いします。

(議案２－６上程)

事務局 (議案２－６説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

３番 譲受人は自身が経営する会社の福利厚生施設として利用していきたいとの事で

す。必要な機械は確保しており、作業の技術面については譲受人に指導して貰うとの事でした。また、草刈り作業が追いつかない場合は作業委託をしてでもやっていくとの事でしたので問題ないのではないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-6 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 2-7 を議題とします。事務局説明をお願いします。この案件も 2-5・2-6 同様に新規就農です。事務局はヒアリングの内容の説明をお願いします。

(議案 2-7 上程)

(議案 2-7 説明・朗読)

事務局

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1 番

譲受人は学生時代にまなび隊としてつづらの棚田を訪れた際に、うきは市の棚田に興味を持ったことがきっかけで今回の申請に至っております。現在は東京にお住まいですが、当分の間はまなび隊に作業を委託し、農地を管理していくとのことでした。また、譲受人自身もゆくゆくはうきは市の方に移住して農業に従事する考えをお持ちですので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

局長 私も以前ブランド推進課にいた際にまなび隊の活動に携わらせていただいた事があります。まなび隊は収益目的ではなく作業を通じて地方と田舎との交流を図ることを目的としておりますので、今回の案件はまなび隊としての一つ成果事例になるのではないかと考えております。

議長 農地を取得する際には原則として本人耕作となっておりますが、今回のような需要もあってもいいのではないかと思います。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-7 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第 3 号上程)

事務局

(議案第3号説明・朗読)

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事でうきは市長に報告します。

議長

それでは報告に入ります。事務局報告をお願いします。

(報告1～2説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印